



KPMG 税理士法人
[Contact Us](#)

KPMG Tax メールマガジン

No.86 – February 3, 2015

税務情報

東京都主税局－平成 27 年度固定資産税(償却資産)の申告における美術品等の取扱いを公表

昨年 12 月 25 日に公表された「[法人税基本通達等の一部改正について](#)」(12 月 19 日付)により、美術品等について、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除いて、取得価額が 1 点 100 万円未満であるもの等が減価償却資産として取り扱われることとされました。

この通達による改正後の取扱いは、平成 27 年 1 月 1 日以後に取得する美術品等に適用されますが、経過措置により、同日前に取得した美術品等であっても、この通達により減価償却資産とされるものは、平成 27 年 1 月 1 日以後最初に開始する事業年度(適用初年度)から減価償却を行なうことが認められます。

東京都主税局は 2 月 2 日、上記の通達改正に伴い、「[減価償却資産となる 100 万円未満の美術品等の平成 27 年度固定資産税\(償却資産\)の申告について](#)」(PDF 152KB)を公表しました。(なお、平成 27 年度の申告書の提出期限は平成 27 年 2 月 2 日です。)

【取扱いのポイント】

(1) 申告対象となる美術品等(取得価額 100 万円未満等)

- ① 平成 27 年 1 月 1 日に取得した美術品等
- ② 平成 26 年 12 月 31 日以前に取得した美術品等のうち、適用初年度から減価償却資産とすることを判断しているもの

(②の場合の留意点)

- 12 月決算法人に限らず、たとえば 3 月決算法人等であっても、適用初年度から減価償却資産とすることを判断しているものがある場合には、申告対象に含まれることとなります。
- 12 月決算法人以外で平成 27 年度固定資産税(償却資産)の賦課期日(平成 27 年 1 月 1 日)現在、減価償却資産とするか未定であるため、平成 27 年度の申告をしなかった場合でも、適用初年度から減価償却資産に該当するもの

とした場合には、その美術品等は平成 27 年度に遡及して課税されることとなります。この場合、延滞金は課されません。

(2) 申告方法

平成 27 年度の申告書を既に提出している場合において、上記(1)により申告対象となる美術品等をその申告対象に含めていない場合には、以下のいずれかの方法により申告することとなります。

- ① 平成 28 年度に申告(平成 27 年度に遡及して課税されることになりますが、延滞金は課されません。)
- ② 減価償却資産に該当するものと判断した日以降に平成 27 年度修正申告書を提出

平成 27 年度の申告書をこれから提出する場合においても、上記と同様に申告することとされています。

このほか、平成 27 年度固定資産税(償却資産)の評価方法及び平成 27 年度固定資産税(償却資産)申告書の記載方法なども示されています。

info-tax@jp.kpmg.com

Privacy & Disclaimer

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/legal.aspx>

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/privacy.aspx>

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.